様式３（行政手続法適用：個票番号804）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年１０月１日作成

処　分　名	行政財産の使用許可の取消し
根拠法令名	地方自治法（昭和22年法律第67号9）
根拠条項	238条の4第9項
根拠条文	第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。
処分基準の内容	使用者が厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当すると認められたとき
所管部署	総合政策課契約管財係
備　　考	